

令和5年度

事業報告書

地方競馬全国協会



## 概要

第四期競馬活性化計画期間の初年度にあたる令和5年度は、地方競馬が将来にわたって畜産振興や地方財政への寄与という役割をしっかりと果たしていくための経営基盤の強化を目指して、公正確保の取組をはじめ、強い馬づくり、新しいダート競走体系の整備等、地方競馬の魅力の向上を図る取組を推進した。

まず、公正確保への取組については、令和4年に可決・成立した改正競馬法を踏まえて地方競馬の公正確保に関する最高会議である「地方競馬公正会議」を設置し、同会議で決定された方針に基づいて地方競馬主催者（以下「主催者」という。）へ必要な支援を行うとともに、地方競馬関係者全体で策定した「総合的な公正確保対策」に基づき、主催者、競馬関係団体と一体となって公正確保の徹底に取り組んだ。

次に「地方競馬における強い馬づくり計画」に係る取組では、強化指定馬制度、優良2歳馬導入促進事業の拡充、主催者の厩舎等の整備への補助などを行った。番組面では、主催者、全国公営競馬主催者協議会及び日本中央競馬会（以下「JRA」という。）とともに公表した「新しいダート競走体系」の一環として、2歳馬競走の「重賞級認定競走（ネクストスター）」が新設された。協会では、新しいダート競走体系の中核をなすダートグレード競走等に、競走の趣旨に適った有力馬の出走を促進するための奨励事業を拡充し、魅力ある競走を主催者が円滑に実施できるよう、番組編成の推進を図った。

また、畜産振興及び競走馬生産振興の取組に対する補助の大幅な拡充を図ったほか、我が国の畜産及び地方競馬の畜産振興等への貢献について国民への理解が深まることを目的として、主要全国紙や業界紙に全面広告を出稿するとともに、大規模畜産フェアや競馬場で地域乳製品を配布する牛乳・乳製品消費拡大キャンペーンなどを実施した。

なお、令和5年度の競馬開催は、14主催者15競馬場において、260回（前年度260回）、延べ1,322日（前年度1,327日）であった。総売得金額は、1兆888億円（前年度1兆703億円、前年比101.7%）、また1日当たりでは8億2,365万円（前年度8億660万円、前年比102.1%）となり、いずれも過去最高記録となった。このうち電話・インターネット投票（以下、「在宅投票」という。）が、9,800億円（前年度9,620億円、前年比102.3%）を売上げ、総売得金額の90%を占めた。（資料第1表参照）

その結果、1号交付金113億円（前年度111億円）、2号交付金36億円（前年度35億円）で、交付金総額は149億円（前年度146億円）となった。（資料第2表参照）

## I. 業務内容等

### 1. 業務内容（令和6年4月1日現在）

地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的に、以下の業務を行うこととされている。

- ① 馬主及び馬を登録すること。
- ② 調教師及び騎手を免許すること。
- ③ 調教師及び騎手を養成し、又は訓練すること。
- ④ 審判員その他の地方競馬の実施に関する事務を行う者を養成し、若しくは訓練し、又は主催者等の要請に応じて、これらの者を派遣し、若しくはそのあっせんをすること。
- ⑤ 主催者に対して地方競馬の公正な実施を確保するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。（令和5年4月1日法改正により追加）
- ⑥ 競馬の開催回数、一回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の開催に関し、競走体系の整備その他の観点から、主催者間における必要な調整を行い、又は主催者に対して必要な助言を行うこと。
- ⑦ 主催者が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備を行うこと。
- ⑧ 地方競馬に関する調査及び研究を行うこと。
- ⑨ 認定都道府県等が認定競馬活性化計画に基づいて行う事業につき、その経費を補助すること。
- ⑩ 地方競馬における競走馬の需要の変化、認定競馬活性化計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。（令和5年4月1日法改正により追加）
- ⑪ 前号に掲げるもののほか、馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業につき、その経費を補助すること。
- ⑫ 交付金の受入れを行うこと。
- ⑬ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、協会の目的を達成するため必要な業務を行うこと。
- ⑮ 主催者からの委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うこと。

### 2. 主たる事務所等の所在地

- ① 主たる事務所 東京都港区六本木1丁目9番10号
- ② 附属機関 地方競馬教養センター  
栃木県那須塩原市接骨木443

### 3. 資本金 該当なし

### 4. 役員の状況（令和6年3月31日現在）

定数：理事長1人、副理事長1人、理事5人以内、監事2人以内

役職	氏名	就任年月日 及び現在の任期	経歴
理事長	斉藤 弘	令和4年3月1日就任 任期 令和4年8月1日 ～令和7年7月31日	昭和57年4月 特別区競馬組合入庁 平成27年12月 特別区競馬組合副管理者 令和3年12月 退任
副理事長	吉田 誠	令和5年1月1日就任 任期 令和5年8月1日 ～令和8年7月31日	平成3年4月 農林水産省入省 令和元年7月 農村振興局総務課長 令和3年1月 国土交通省不動産・建設経済局次長 令和4年12月 退職（役員出向）
理事	楯岡信一	令和2年8月11日就任 任期 令和4年8月11日 ～令和6年8月10日	昭和57年4月 神奈川県採用 平成26年4月 県総務局参事監 (神奈川県川崎競馬組合副管理者) 平成30年4月 理事兼政策局長 令和元年5月 退職
理事	秋元稔弥	令和2年11月1日就任 任期 令和4年11月1日 ～令和6年10月31日	昭和58年4月 地方競馬全国協会採用 令和2年4月 企画部長 令和2年10月 退職
監事	西川 仁	令和4年1月1日就任 任期 令和4年8月1日 ～令和6年7月31日	昭和58年4月 自治省入省 令和3年2月 地方公共団体情報システム機構管理部担当部長 令和3年12月 退職（役員出向）
監事 (非常勤)	押川二尚	令和4年11月1日就任 任期 令和4年11月1日 ～令和6年10月31日	昭和57年4月 地方競馬全国協会採用 平成28年4月 監査室長 令和元年6月 (一財)地方競馬共済会常任理事

### 5. 職員の状況

令和5年度末職員定数：128人（実員：113人）

### 6. 協会の沿革

昭和37年8月 地方競馬全国協会設立（東京都港区芝西久保桜川町）

昭和30年代の地方競馬の進展に伴い、

- ① 都道府県別に行われていた馬主及び馬の登録並びに調教師及び騎手の免許の全国的な統一を行うこと
- ② 主催者毎に行っていた調教師及び騎手、審判員等地方競馬の開催のための専門職員の養成・訓練の業務を全国段階で実施すること

③ 地方競馬の売上金の一部を交付金として受入れ、各畜産地域における馬の改良増殖その他畜産の振興に資する事業に対して補助をすること以上の必要性から、競馬法の一部改正により、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的に特殊法人として設立された。

昭和 39 年 11 月 附属機関の騎手教養所（現地方競馬教養センター）を東京都八王子市から栃木県塩谷郡塩原町に移転

昭和 39 年 12 月 主たる事務所を東京都港区麻布台に移転

平成 20 年 1 月 特殊法人から地方共同法人へ法人格変更

平成 17 年 12 月に閣議決定された行政改革の重要方針を受け、平成 19 年に競馬法が改正され、協会は主催者が主体となって運営する地方共同法人とされた。

令和 6 年 1 月 主たる事務所を東京都港区六本木に移転

## 7. 設立の根拠 競馬法（昭和 23 年 7 月 13 日法律第 158 号）

## 8. 主務大臣 農林水産大臣

## 9. 運営委員会の概要（根拠規定：競馬法第 23 条の 17～23・26）

運営委員会は、協会の意思決定機関として、定款の変更、業務方法書の作成及び変更、予算及び決算、事業計画の作成及び変更等の重要事項を議決する。

また、運営委員会は、理事長及び監事の任命、理事長が副理事長及び理事を任命する際の同意も行うこととされている。

### <運営委員会委員>

- ① 運営委員会は、運営委員 9 人以内で組織する。
- ② 運営委員は、競馬を行う都道府県等の長 7 人以内、学識経験者 2 人以内をもって充てるものとする。
- ③ 運営委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

氏名	職名等	備考
鈴木直道	北海道知事	
達増拓也	岩手県競馬組合管理者	岩手県知事
近藤やよい	特別区競馬組合管理者	足立区長
武井政二	神奈川県川崎競馬組合管理者	神奈川県副知事
大村秀章	愛知県競馬組合管理者	愛知県知事
片山安孝	兵庫県競馬組合管理者	兵庫県副知事

南 里 隆	佐賀県競馬組合管理者	佐賀県副知事
内 藤 邦 男	学 識 経 験 者	一般財団法人大日本蚕糸会会頭
斉 藤 弘	学 識 経 験 者	地方競馬全国協会理事長

(令和6年3月31日現在 任期：令和8年1月9日)

#### 10. 評議員会の概要 (根拠規定：競馬法第23条の34～35)

評議員会は、理事長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議するほか、協会の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

また、理事長は定款の変更、業務方法書の作成及び変更、予算及び決算、事業計画の作成及び変更について、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

##### <評議員>

- ① 評議員会は、評議員12人以内で組織する。
- ② 評議員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が農林水産大臣の認可を受けて任命する。
- ③ 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

氏 名	職 名 等
有 吉 正 徳	競馬ライター
上 野 透	公益社団法人 兵庫県畜産協会専務理事
上 野 儀 治	公益社団法人 日本軽種馬協会副会長・常務理事
北 出 加代子	銀座法律事務所 弁護士
近 藤 康 二	公益社団法人 中央畜産会専務理事
澤 野 由 紀 子	聖心女子大学現代教養学部教育学科教授
鈴 木 淑 子	競馬パーソナリティ
醍 醐 伸 之	一般社団法人 日本地方競馬馬主振興協会会長
田 中 芳 郎	胆振軽種馬農業協同組合代表理事組合長
真 島 元 徳	全国公営競馬調教師会連合会副会長
吉 田 勝 利	一般社団法人 岐阜県馬主会副会長
渡 辺 志 津 子	タレントエージェンシー ブレスユー 代表

(令和6年3月31日現在 五十音順 任期：令和8年2月28日)

#### 11. 地方競馬活性化会議の概要 (根拠規定：地方競馬全国協会定款第31条)

地方競馬活性化会議は、運営委員会の議決を経なければならない事項につ

いて、あらかじめ審議するとともに、運営委員会で議決された事項（地方競馬の公正な実施を確保するために必要な事項は除く。）に関し、その円滑な実施を図るため必要な事項について審議する。

併せて、地方競馬活性化計画の作成及び変更並びに計画に基づく取組の評価、その他地方競馬の振興に係る諸施策の協議等を行う。

本会議は、主催者における競馬の実施に係る実務責任者で構成する。

## 12. 地方競馬公正会議の概要（根拠規定：地方競馬全国協会定款第31条の2）

令和4年の競馬法改正により地方競馬の公正な実施を確保するために必要な主催者への支援が協会の業務に追加されたことを受け、同法を根拠とする公正確保に関する最高会議として、令和5年4月に新設した。

地方競馬公正会議は、運営委員会で議決された事項のうち地方競馬の公正な実施の確保に関し、その円滑な実施を図るために必要な事項について審議する。

併せて、協会が行う主催者に対する地方競馬の公正な実施を確保するために必要な情報の提供、助言、その他の支援（以下「支援業務」という。）の方針、その方針に基づく具体的な支援業務の実施に関する事項、主催者の定める公正確保に関する諸規定に関する事項等の協議を行う。

本会議は、主催者における競馬の実施に係る実務責任者で構成する。

## 13. その他委員会の概要（令和6年3月31日現在）

常設の委員会として、馬主登録審査委員会、調教師・騎手免許試験委員会、騎手候補生入所試験委員会、畜産振興補助事業審査委員会及び畜産振興補助事業評価委員会を設置している。また、令和4年の競馬法改正により、競走馬生産振興業務が明確化されたことに伴い、競走馬生産振興補助事業審査委員会及び競走馬生産振興補助事業評価委員会を新設した。

## II. 事業実施状況

### 1. 競馬の公正かつ円滑な実施に向けた業務

お客様が地方競馬を楽しみ、安心して参加できるよう、競馬の公正確保の徹底を図るとともに、競馬の円滑な開催に向けて主催者と連携して取り組んだ。

- (1) 馬主及び馬の登録を厳正かつ迅速に行った。馬主登録については、関係団体とも連携して情報収集に努め、慎重に審査を進め登録を行った。馬登録については、正確な登録に努めるとともに、引き続き名義貸借の防止に取り組んだ。

## ① 馬主の登録

馬主登録の申請に対し、厳正に手続きを行い、456 件を登録した。また、時効等により 76 件を抹消し、令和 6 年 3 月末現在の馬主の登録数は、5,675 件となった。(資料第 3 表参照)

この件数には、J R A の協力を得て、新規の J R A 登録馬主に対して地方競馬への勧誘を行い、申請のあった 81 件について登録した数が含まれている。なお、破産者検索システム(令和 2 年度運用開始)により、1 件の登録を抹消した。

## ② 馬の登録

馬の登録については、5,997 頭を登録し、5,748 頭を抹消した。この結果、令和 6 年 3 月末現在の馬の登録数は 13,468 頭(サラ系 12,584 頭、アラ系 0 頭、ばんえい 884 頭)となった。(資料第 3 表参照)

また、引退競走馬の福祉対策の推進に向けた申請抹消制度の活用促進を図るため、厩舎関係者へ申請抹消手続きの必要性など周知を行い意識の醸成に取り組んだ。

(2) 調教師、調教師補佐及び騎手の免許を厳正に行った。競馬の公正確保及び不祥事案の再発防止のため競馬法遵守について誓約書を求め、受験者の一層の自覚を促した。筆記試験においては業務上必要な知識や技術に加え、公正確保の重要性とその責務について重点的に出題するとともに、面接試験においては免許期間内に受けた処分、注意について改めて反省を促すなど、主催者とも連携して不祥事案の根絶に向けて意識の向上とモラルの強化を図った。

### ① 調教師、調教師補佐及び騎手の免許

調教師、調教師補佐及び騎手の免許については、平地競走 3 回、ばんえい競走 1 回の免許試験を実施した。申請者延べ 901 名(調教師 485 名、調教師補佐 104 名、騎手 312 名)のうち延べ 760 名(調教師 421 名、調教師補佐 51 名、騎手 288 名)が合格し、延べ 756 名(調教師 421 名、調教師補佐 48 名、騎手 287 名)に対し免許した。

また、免許された者のうち死亡又は申請等により 12 名(調教師 5 名、調教師補佐 0 名、騎手 7 名)の免許の取消を行った。

この結果、令和 6 年 4 月 1 日現在免許を受けている者は、748 名(調教師 417 名、調教師補佐 48 名、騎手 283 名)となった。(資料第 4 表参照)このほか、指定交流競走等に関する特例により J R A の調教師延べ 1,027 名及び騎手延べ 789 名に対し免許した。

### ② 厩務員設置認定についての協力

主催者が行う厩務員の認定への協力として、認定を行おうとする者で、あらかじめ調査依頼のあった 372 件について調査・回答を行うなど、認定の際に助言を行い、主催者が厳正に厩務員認定を行えるよう支援した。令和 6 年 4 月 1 日現在の認定厩務員の数は 2,332 名である。

(3) 地方競馬教養センターにおいて、調教師及び騎手の養成・訓練を実施するとともに、不祥事案等の再発防止のため、調教師、調教師補佐及び騎手に対して、協会本部等において研修を実施した。(資料第 5 表参照)

#### ① 調教師、騎手の養成

ア 調教師の養成については、調教師課程（養成期間 1 ヶ月以内）を 2 回実施し、9 名が同課程を修了した。

また、調教師課程修了生を対象として、免許試験に向けた講習会を実施し、5 名が受講した。

イ 騎手の養成については、騎手課程（養成期間 2 ヶ年）第 105 期、第 106 期の養成を実施し、このうち第 105 期 14 名が同課程を修了した。

また、令和 6 年春入所生の募集活動に努めた結果、前年度と同数の 51 名の受験申請があった。

なお、騎手の養成・訓練においては、フィジカルトレーニング、実馬訓練以外での技術指導等、充実を図った教育カリキュラムを遂行するとともに、メンタルトレーニングやカウンセリングにも注力して行った。施設面では、教養センターの 420m 走路や職員舎宅等を整備した。

#### ② 調教師、騎手の訓練

調教師研修講座 4 回（計 5 名）、騎手研修講座 18 回（計 24 名）及び新人騎手研修 1 回（12 名）を実施した。

(4) 開催執務委員等の養成、訓練

#### ① 開催執務委員の養成

専門職員を養成するための研修については、基礎研修を 4 回、業務別研修を 8 回（裁決委員研修、決勝審判委員研修、発走委員研修、馬場管理委員研修を各 2 回ずつ）実施した。(資料第 6 表参照)

#### ② 開催執務委員の訓練

開催執務委員として一定の経験を有する者を対象とし、技術研鑽のための裁決委員研修と発走委員研修を各 1 回実施した。

(5) 公正確保の徹底に向けた取組

#### ① 不祥事案発生防止のための取組

ア 厩舎関係者への研修の強化

厩舎関係者に一層の自覚を促すため、公正確保に関する研修はもとより、メンタルトレーニングや装蹄など職種に応じて有用なテーマで研修を行った。

また、処分件数が多い者や、重大な違反行為をした者等、個別に対応が必要と判断した騎手を招喚し、協会本部及び教養センターにおいて研修を実施した。

さらに、外国人厩務員の教育のため作成した、英語、スペイン語、ヒンディー語及びウズベク語の研修テキストを活用し、主催者の要請に応じて外国人厩務員の研修を実施した。

#### **イ 管理・監視体制の強化及び違反事案に対する厳罰化**

調整ルーム、業務エリア等における監視管理体制の強化のため、主催者が行う監視カメラや携帯電話電波抑止装置の設置に対して助成を行った。

また、通信機器に関するルールに違反した者に対する処分が厳正に行われるよう主催者に進言した。

#### **ウ 不正行為に関する情報処理体制の充実・整備**

令和5年4月から運用を開始した地方競馬内部通報制度について、パンフレットを厩舎関係者に配布するとともに、研修会等において説明するなど、周知に努めた。

#### **エ 裁決の厳格化**

裁決委員の資質の向上を図るため、教養センターにおける裁決委員研修に加え、実際のレース映像を教材としたレベルアップ研修を実施するとともに、厩舎関係者による不正な行為を抑止するため、競走における監視や、違反者に対する処分等を厳正に行った。

#### **オ 厩舎関係者の勝馬投票券購入調査の実施**

厩舎関係者による地方競馬の勝馬投票券の購入を根絶するため、地方競馬の勝馬投票券を購入していないことを在宅投票事業者の協力を得て確認する調査を、調教師、騎手については協会が、厩務員については主催者が実施した。

#### **カ 禁止薬物陽性馬発生根絶に向けた諸施策の実施**

禁止薬物陽性馬発生の根絶のため、獣医師免許を持つ職員を中心に主催者が行う厩舎巡回に同行し、禁止薬物・規制薬物、飼料の管理状況等について確認した。

また、令和5年4月に追加された禁止薬物、規制薬物について、罰則が適用されない周知期間を利用して陽性事案の原因を究明し、陽性馬発生防止のための情報を主催者獣医職員と共有するとともに、開業獣医師に

対する研修において説明を行った。

加えて、新たな薬物検査制度の導入により増加した主催者の薬物検査のための経費負担を軽減するため、主催者が行う薬物検査事業に対する新たな助成事業を実施した。

#### **キ 放馬事故防止の徹底**

公道等への放馬事故根絶のため、主催者が行う放馬訓練に立会し、必要に応じて放馬防止対策マニュアルの改善等の助言を行った。

また、放馬防止策の設備面のさらなる充実を図るため、主催者が行う放馬防止対策設備の設置に対して助成を行った。

なお、令和4年度から5年度にかけ複数回の放馬事故が発生した笠松競馬場においては、第三者による対策委員会に委員として職員を派遣したほか、主催者と放馬対策に関する協議等を重ね、放馬対策の策定、推進に協力した。

#### **ク 競走における公正確保の取組**

主催者が行うパトロールカメラ等競走の監視に必要な施設、設備の設置を対象とする助成事業を実施した。

#### **ケ 酷暑から人馬を保護するための取組**

夏季の競馬開催における暑熱対策として、主催者が行う装鞍所への日除けの設置等に対して助成を行った。

#### **コ 悪質な道路交通法違反の発生防止**

地方競馬の信用を失墜する飲酒運転、無免許運転、妨害運転等の悪質な道路交通法違反の発生を防止するため、処分の強化を図った。

### **② 公正確保対策の実施に係る推進体制強化**

#### **ア 執務環境の点検・確認**

競馬開催における公正確保の徹底を図るため、職員を派遣してすべての地方競馬場において、開催執務環境及び状況の点検を行い、不備が認められた点については改善を促した。

#### **イ 開催執務委員のレベルアップ研修**

裁決担当者及び発走担当者レベルアップ研修を開催し、各主催者の開催執務委員のスキルアップを図った。また、公正確保に係わる事案について、主催者職員との速やかな情報共有に努めた。

#### **ウ (公財) 競馬保安協会への助成の拡充**

馬主登録申請者の増加や公正確保に必要な調査の強化に対応するため、

(公財) 競馬保安協会への助成を拡充し、調査員の増員を図った。

## エ 助成事業を活用した公正確保の徹底

調教師、騎手、厩務員等の競馬関係団体のほか、(公財) 競走馬理化学研究所、(一財) 地方競馬共済会、全国公営競馬獣医師協会等、地方競馬の公正確保を図る上で必要不可欠な業務を担う団体と公正確保の徹底への意識を共有し、連携して対策に取り組むとともに、これらの団体の公正確保に係る事業に対して助成を行った。

## オ 地方競馬の公正確保に係る重大事案発生時の対応

地方競馬の公正確保に係る重大事案が発生した場合は、過去の対応事例等を踏まえ、主催者における再発防止策の策定に協力するとともに、他主催者に対しても迅速に情報を共有することにより地方競馬全体で再発防止に取り組んだ。

また、主催者が行う関係者に対する処分案の策定や厩舎関係者に対する指導に協力した。

## ③ 開催執務委員の派遣

主催者の要請に基づき、裁決、決勝審判、発走の各専門職員延べ 5,176 名を開催に派遣し、公正かつ円滑な競馬の実施に努めた。(資料第 7 表参照)

## (6) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和 5 年 5 月に五類感染症に移行されたことに伴い、業種別ガイドライン(「競馬における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」)を廃止した。

## 2. 畜産振興事業に対する補助

地方競馬の社会的責務を果たすため、売上の回復状況を踏まえ、畜産振興のための支援の拡充を図り、以下の各事業を行った実施団体に対し経費を補助した。(資料第 8 表参照)

### (1) 馬(軽種馬を除く)の改良増殖推進事業

家畜改良増殖法に基づき行われた馬の血統等登録のほか、重種馬の生産基盤を強化し、生産意欲の高揚と生産頭数の維持・拡大を図るため、国内産重種馬を導入し主要生産地に配置する取組に対する補助を行った。併せて、重種馬の生産規模を拡大するための機械施設等整備への補助を拡充し、重種馬の生産性の向上及び新規担い手となる生産者の支援を図った。また、重種雌馬の保留・導入や種付け等を行った者及びばんえい競馬に出走した重種馬を生産した者に対する奨励金の交付事業に対する補助を行った。

このほか、馬事普及啓発及び馬の利活用増進を図るためのイベントの開催、ばんえい競馬競走馬の牽引能力向上、重種馬等の呼吸器疾患の調査研究、重種馬の能力評価法確立のための学術研究、優良な重種馬生産者やばんえい競走引退馬に対する表彰及び馬パラチフス感染症の検査を支援するとともに、重種馬生産者の認知度を高めるため、ばんえい競馬主要競走出走馬の生産者情報を広く発信し、一般市民との交流を図る等の普及啓発活動に対する補助を行った。

## (2) 畜産経営技術指導事業

畜産経営に対する経営診断・指導等を行う人材の育成・スキルアップを図るため、道府県畜産協会等を対象に実施された中央団体による研修会及び資格試験への補助を行ったほか、畜産経営・技術・制度資金及び就農等に関する中央団体並びに道府県単位で相談窓口を整備する取組に対し補助を行った。併せて、畜産の教育現場における家畜の飼養衛生管理の高度な知識習得を推進するため、教職員による学校での家畜飼養衛生管理に係る教育が実践されるよう、教職員を対象とした農場HACCP 指導員及び審査員資格取得研修に対する補助や馬等のフットケアを推進することにより、馬スポーツを通じ国民の心身の健全な発達等に寄与するため、馬の装蹄師の養成・技術向上のための講習会に対する補助を行った。

## (3) 畜産経営合理化事業

競走馬以外の馬に係る飼養衛生管理体制の総合的整備を図るため、馬の飼養・衛生管理及び防疫等に関する講習会等の開催に対する補助を行った。

また、放牧を取り入れた畜産の普及を促進するため、牛の放牧技術の普及や放牧により生産された畜産物に対する消費者の理解醸成等の取組のほか、山羊等の中小家畜の放牧推進のための調査への補助を行った。

さらに、乳牛の飼養管理の改善を図るための生乳検査の技術確立及び精度管理体制を強化するための研修、野生イノシシへの豚熱用経口ワクチンの散布方法確立のための調査及び技術検証等への補助を行った。

## (4) その他畜産振興事業

馬事・畜産の振興並びに畜産物の消費拡大や消費者へのPRを図るとともに、地方競馬の売上の一部が馬事・畜産の振興等に貢献していることを広く周知するため、大井競馬場及び門別競馬場で開催されたJBC競走、東京食肉市場まつり（品川区）、動物感謝デー（上野公園）、ばんえい記念（帯広市）において畜産フェアを実施するとともに、WEB畜産フェアによるキャンペーン等の取組に対する補助を行った。また、地方競馬の主要な重賞競走等の優勝馬関係者へ副賞として地域銘柄畜産物を贈呈する取組や、家畜が関わる全国各地の伝統行事等への支援に対する補助を行った。

さらに、馬を扱う高度な専門知識・技術を持つ人材の育成プログラムを策定し実施するための体制整備、畜産物の輸出促進に資する生産者向け普及啓発及び相談体制の構築、家畜疾病検査の信頼性向上や家畜保健衛生所の検査能力向上に向けた精度管理に必要な標準作業手順書の検討に関する委員会や技術研修会の開催、養蜂振興のための蜜源の維持・拡大に向けた害虫防除手法及び蜜源植物の選定・管理方法の検証・技術普及を行う事業への補助を行った。

加えて、激動する国際情勢の中で家畜の飼料や燃料、各種資材の価格が高騰する状況に対応するために、畜産物の生産コストを販売価格へ適正に反映することについて消費者の理解醸成を促進することを目的として、全国紙及び業界紙への純広告、テレビや交通サイネージ等の各種媒体を活用した動画制作・番組放映などの取組を行う事業への補助を行ったほか、「地方競馬ミルクウィーク」と称して、全国の主催者と46道府県の畜産協会等が協同して実施する、牛乳・乳製品の消費拡大に向けた競馬場での地域牛乳・乳製品の配布事業等への補助を行った。

#### (5) その他

我が国の畜産及び地方競馬の畜産振興等への貢献について国民への理解が深まることを目的として、主要全国紙及び業界紙への純広告や記事広告の掲載、地方競馬情報サイト内の特設サイトの開設やSNSを活用した情報発信などの取組を行うとともに、佐賀競馬場（令和6年度JBC実施場）において大規模畜産フェアを実施した。

また、畜産振興事業を円滑に実施し、地域畜産のための指導を強化するため、道府県畜産主務課に交付する畜産業務委託費を増額した。

### 3. 競走馬生産振興事業に対する補助

馬産地の生産基盤の強化を図り、競走馬の安定供給と強い馬づくりを推進するため、生産振興・流通対策等に係る以下の各事業を行った実施団体に対し、一号交付金からの振替とJRA特別振興資金からの交付金を原資とした補助を行った。（資料第9表参照）

#### (1) 軽種馬の改良増殖推進事業

家畜改良増殖法に基づき行われる軽種馬の血統等の登録のほか、軽種馬の生産・育成に係る指導、優良な若馬の地方競馬への導入を推進するための2歳馬競走に対する付加賞金の交付、牝馬競走の価値向上を目指す「グランダム・ジャパン2023」に対するボーナス賞金を交付する事業への補助を行った。

また、ダートグレード競走と2歳新馬戦の1着馬に対し「NAR生産牧場

賞」を交付する事業への補助を行った。

## **(2) 軽種馬の防疫衛生対策事業**

繁殖牝馬、育成馬及び競走馬に対する予防接種や、競走馬の防疫推進に資する取組への補助を行った。

## **(3) 経営基盤強化対策事業**

軽種馬生産者や指導者への研修等の実施による知識・技術の向上や人材育成、優良種牝馬・繁殖牝馬導入支援等による血統改良の取組のほか、草地・放牧地・離農跡地等の生産基盤の整備や飼料生産等の機械導入による飼養環境の改善等に資する取組への補助を行った。

また、担い手の育成に加え、市場流通の活性化や飼料等の高騰に対する給付金の交付による軽種馬生産の安定的維持・発展に資する取組への補助を行った。

さらに、中小零細牧場等の経営の安定を目的として、血統的背景から高いダート適性を見込める種牝馬の導入に対する補助を行い「シャープアステカ(U S A)」が令和6年から日本軽種馬協会静内種馬場で供用されることとなった。

加えて、軽種馬生産地における大規模な災害等の被害に対する復旧整備の実施に必要な経費の一部を補助するため、基金を造成した。

## **4. 馬産地再活性化緊急対策事業に対する補助**

平成26年度に終了した馬産地再活性化緊急対策事業において実施した軽種馬生産農家への資金融資については、残存貸付金の保証及び利子補給に係る業務を引き続き適正に実施した。

## **5. 地方競馬の魅力の向上に向けた取組**

地方競馬のさらなる活性化を図るため、主催者間及びJ R Aとの連携協調を基軸として、強い馬づくりや新しいダート競走体系の整備による地方競馬の魅力の向上に向けた取組を行った。

### **(1) 開催の日取りその他競馬の開催に関する調整・助言**

令和4年度に策定した「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」に従い、全国的な視野に立った開催日程や番組編成の調整・助言を行うとともに、主催者間の競合回避や地方競馬全体での競走の体系化を図るため、以下の取組を行った。

#### **① 開催日程及び発走時刻に関する調整**

広域発売情報共有ツールを活用して、開催日程や発走時刻の主催者間の共有を図り、情報交換の円滑化に努めた。また、天災地変等のやむを得ない理由により、年度途中で急な開催日程及び発走時刻の変更を行う場合には、関係主催者間で十分な協議を行うよう調整を図った。

次年度の開催日程の設定に関して、開催日割に関する主催者間の情報交換会を開催し、開催場数の適正化を推進するとともに、JRAインターネット投票を利用した地方競馬の勝馬投票券の発売（以下「地方競馬JRAネット投票発売」という。）における基幹競走の選定に際し、競合回避や発売機会の拡大に努めた。また、令和6年度にJRAが期間を限定して本格的な暑熱対策を実施することを踏まえ、「地方競馬における暑熱対策の取組」を全主催者合意のもとで取りまとめ、令和6年度に新たに主催者の施設整備への補助を行うとともに、下見所周回時間の短縮など運用面での対策を行うこととした。

さらに、多くの主催者がナイター照明設備を設置するなど状況変化が進むなか、各主催者間で緊密に連携しながら開催日程や発走時刻の調整を図るための方針として「開催日程の調整についての考え方」を取りまとめ、全主催者で確認を行った。

## ② 番組編成に関する調整

「ダートグレード競走<sup>i)</sup>」及び「シリーズ競走<sup>ii)</sup>」がそれぞれの実施目的を果たした上で競走の質的向上が図られるよう、年間スケジュールの中で適切に編成されるとともに、各発売チャンネルにより年間を通じてお客様に楽しんでいただけることを目指した調整を行った。

また、お客様にとって分かりやすい競走体系に向けた再整備や各シリーズ競走のさらなる盛上げに向けて、主催者間の調整や支援を行った。

## (2) 競馬の魅力向上させるための強い馬づくりの取組

「地方競馬における強い馬づくり計画」及び競馬活性化計画の評価報告書等に基づき、「馬」「環境」「人」の側面から、地方発の強い馬の輩出を目指して以下の事業に取り組んだ。

### ① 「馬」の側面から

ア ダートグレード競走等で優れた成績を残した2歳・3歳馬合計36頭を「地方競馬強化指定馬」として選定し、当該馬が坂路等を備えた施設を利用した場合やJRA等他場に遠征した場合の経費を支援した。

イ 馬主による優良な2歳馬の導入を促進するため、2歳馬競走への付加賞金の交付への補助を拡充して実施した（上記3（1）として実施）。

ウ 生産者の強い馬づくりへの意欲を喚起するため、NAR生産牧場賞の交付事業を継続して実施した。（上記3（1）として実施）

- エ ダート競走における馬の能力向上に資するため、ダート適性のある種牡馬導入のための調査事業を実施した。(上記3(3)として実施)
- オ 馬主確保に向け地方競馬情報サイトによる広報周知を実施した。

## ② 「環境」の側面から

- ア 強い馬づくり計画に基づき主催者が実施した調教施設、走路、厩舎、厩務員の住環境整備等の整備事業に対して、経費を補助した。(資料第10表参照)
- イ 外国で行われる国際競走への地方競馬所属馬の出走や、地方競馬での国際競走の施行を推進するための環境整備を進めた。また、従前の国際競走出走奨励金に加えて、新たな施策として、海外競走に出走し優勝した馬に褒賞金を支給する制度を整備した。
- ウ 魅力ある競走の提供に相応しい舞台を整備するため、主催者における走路の修繕計画や日々の管理計画の策定に資するよう、新しい競走体系のもとでダート三冠競走とそれに繋がる競走及び3歳カテゴリーの頂点競走を実施する盛岡、大井、川崎、園田競馬場に加えて、令和6年能登半島地震により被災した金沢競馬場の走路の状況を調査した。

## ③ 「人」の側面から

- ア 地方競馬共通の求人サイト「厩人(うまやとひと)」に、厩舎の求人情報を掲載するなど、厩舎関係者の確保につながる取組を推進した。
- イ 調教・飼養管理技術力向上のための研修を行う主催者に対してJRAの協力を得て派遣講師の紹介を行うとともに、研修実施経費の一部を支援した。
- ウ 地方競馬の厩舎業務の状況を明らかにし、優秀な人材が集まる魅力的な職場環境、効果的な馬の飼養環境の実現に向けた課題と対策を検討するため、厩舎業務に係る民間コンサルティング事業を実施した。

## (3) 競馬の魅力向上のための競走体系の整備と番組の充実

「新しいダート競走体系」の整備を推進し、魅力ある競走が円滑に実施されるよう、主催者及び関係団体間の調整及び助言を行うとともに、有力馬の出走を促進し、魅力ある番組編成を推進するため、以下の事業に取り組んだ。

### ① ダートグレード競走及びシリーズ競走の整備・充実

我が国のダート競走体系の中核をなすダートグレード競走について、主催者、JRA及び生産者団体等との連携・調整を行い、ダート競走振興会議の運営に主体的に取り組むとともに、日本グレード格付管理委員会に参画

し円滑な格付けを実施した。

## ② 有力馬の出走奨励

JBC競走をはじめ、ダートグレード競走やシリーズ競走に、競走の趣旨に適った有力馬の出走を促進する奨励事業を拡充して実施した。

## 6. 地方競馬の魅力の伝達とお客様の利便性向上に向けた取組

地方競馬の魅力をお客様に確実に伝えるとともに、お客様の利便性向上を図り、地方競馬のさらなる活性化を図るため、以下の取組を行った。

### (1) 競馬の魅力を伝達するための広報の取組

地方競馬への認知を高め、より多くのお客様に参加していただくため、以下の取組を行った。

#### ① JRAとの相互発売に関する情報提供

地方競馬JRAネット投票発売及び地方競馬の施設におけるJRAの勝馬投票券の発売（以下「J-PLACE発売」という。）の拡充に向けて、以下の取組を行った。

#### 【地方競馬JRAネット投票発売の拡充に向けた取組】

- ・地方競馬JRAネット投票発売の対象となる競走について、スポーツ紙への馬柱の掲載及び競馬雑誌への発売日程並びに記事広告の定期的な掲載
- ・ダートグレード競走を始めとする主要な競走、放映可能な日曜日における基幹競走等に係る、グリーンチャンネルでの放映
- ・情報提供番組「アタック！地方競馬」のグリーンチャンネルでの放映及びYouTubeでのアーカイブ映像配信
- ・地方競馬JRAネット投票発売スケジュールを掲載した「地方競馬ポケット版レーシングスケジュール」の作成
- ・主要な広告ツールとなっているインターネットを介したWEB広告
- ・JRAとの連携事業であるヤングジョッキーズシリーズの発売促進広報

#### 【J-PLACE発売等の拡充に向けた取組】

- ・J-PLACE発売やウインズの受託発売に関して、主催者が実施した新聞広告、交通広告等の情報提供に対する経費の補助（資料第10表参照）

#### ② 競馬の魅力と認知度向上に向けた広報展開

地方競馬の楽しさをお客様に伝えるため、ダートグレード競走やシリーズ競走を中心に積極的な情報発信を行った。新しいダート競走体系の認知度向上に向けては、令和5年6月から新たな情報提供番組「ダート競馬 J A P A N」をグリーンチャンネルでの放送及び YouTube でのアーカイブ映像配信等の取組を行った。

また、主要なレースが多く実施され、お客様の注目や参加が期待できるゴールデンウィークやお盆、年末年始などの特定期間に集中的な広報を実施した。特に、競馬への参加が最も多く見込まれる年末年始においては、日本競馬全体を盛り上げるため J R A とも連携して取り組み、一定の成果を上げた。

さらに、J B C 競走（大井・門別）について、実施2主催者と連携して効果的な広報を展開した。

### ③ 地方競馬情報サイトの充実

お客様への情報提供の中核となる地方競馬情報サイトのコンテンツを充実するとともに、SNS・地方競馬情報アプリとの連携を図るなど、以下の取組を実施した。

- ・本日のレース情報画面へのタイムライン機能の追加
- ・お客様の参加促進を図るための出走表、オッズ、レース映像、レース結果等のリアルタイムでの提供
- ・レースハイライト、各種連載及び特集記事を盛り込んだオンライングラフィティマガジン「WEBハロン」の配信
- ・地方競馬の話題や各競馬場における出来事のお客様、マスコミへの発信
- ・利用者の関心が高い情報の充実やWEB参加型イベントの拡大
- ・X(旧 Twitter)などSNSを活用したお客様との交流機会の拡大

### ④ メディアの複合的な活用とアフターコロナにおけるWEB広報の強化

広報事業の実施にあたっては、各種メディアの特性を最大限に活用することに努め、上記の地方競馬情報サイト等とも連携することにより、様々な媒体を複合的に組み合わせたメディアミックスにより、広くお客様に情報を発信した。また、コロナ禍を機に比重の高まった在宅投票のニーズに応えるため、令和5年度も引き続きWEBを活用した広報展開を強化した。

### ⑤ 新たなお客様の定着と売上向上を目指すプロモーション事業の実施

地方競馬の売上向上の核であるダートグレード競走の魅力をより強くお客様へ伝達するため、特設サイトを活用した積極的な情報発信を行うとともに、新規参加者やライトファンをターゲットにした、女性騎手プロモーションにも継続的に取り組んだ。

### ⑥ 公益貢献をアピールする取組

我が国の畜産及び地方競馬の畜産振興等への貢献について国民への理解が深まることを目的として、主要全国紙及び業界紙への純広告や記事広告の掲載、地方競馬情報サイト内の特設サイトの開設やSNSを活用した情報発信などの取組を行うとともに、佐賀競馬場(令和6年度JBC実施場)において大規模畜産フェアを実施した(上記2(5)として実施)。

また、「地方競馬ミルクウィーク」と称して、全国の競馬場で乳製品を配布し、地域の酪農関係者を支援した(上記2(4)として実施)。

#### ⑦ 来場促進の取組

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが五類感染症に移行されたことを受け、来場促進の取組を再開することとし、御朱印になぞらえた「御場印(ごじょういん)」や、馬型の巨大カプセルトイ「うまガチャ」を全国の競馬場で実施した。

#### ⑧ 地方競馬の表彰式典の開催

関係者の功績を称えるとともに、マスコミ等を通じて地方競馬に関する話題を提供する場として、「NARグランプリ2023」を開催し、成績優秀な競走馬、調教師及び騎手等の表彰を行った。また、前年度に引き続き、表彰の様子が広く伝達されるようWEBによるライブ配信を行った。

### (2) お客様の利便性の維持・向上

お客様への競馬情報の的確な提供や勝馬投票券の発売に必要なシステムの円滑な運用に努めた。

令和5年度からの2か年事業である第三期地方競馬共同トータリゼータシステム(以下「地方競馬共同T Z S」という。)の構築を遅滞なく進めた。あわせて、第三期地方競馬統合ネットワークの構築については、回線の長期契約を延長して一部機器を延伸利用するなど事業の効率化と安全性のバランスに配慮しながら、令和6年度におけるシステムの更新について主催者の合意を形成した。

また、非常時における主催者の適切な運用手順の整備や研修、システムの不具合発生を想定した訓練等を実施するとともに、情報や映像を常に安定して提供できるよう、システムの負荷状況を定期的に精査し、必要に応じて迅速な対策をとることに留意した。

### (3) ギャンブル等依存症の対策

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画<sup>iii</sup>」に基づき、主催者、公営競技団体、監督官庁と連携して、年間を通じた普及啓発活動を行うとともに、啓発週間においては主催者のホームページや競馬場内のビジョン、場内放送による啓発週間の周知を実施した。

また、協会、主催者、関係事業者等の職員の知識向上を図るため、専門家によるギャンブル等依存症対策に係る勉強会を開催するとともに、研修教材の作成・配布を行った。

## 7. 競馬の国際化への対応

国際セリ名簿基準委員会においてパート I 国として承認されている日本の競馬の一翼を担う機関として着実に対応するとともに、日本のダート競走の国際的な評価を高め、将来的に全てのダートグレード競走を国際競走とするため、以下の取組を行った。

- (1) 国際競馬統括機関連盟総会（第 57 回パリ国際会議）や各種国際会議に職員を派遣し、競馬の国際化に係る諸課題への円滑な対応を行った。
- (2) 海外の競馬関係者に対して、ダートグレード競走の成績等、地方競馬に関する各種統計情報を提供した。
- (3) J R A ハンデキャッパーと緊密に連携し、競走馬の国際的な能力指標であるレーティングの作成を行った。
- (4) 地方競馬所属馬の海外競走への出走を後押しするため、マンダリンヒーロー（大井所属）が米国サンタアニタダービー及びケンタッキーダービーに出走した際とイグナイター（兵庫所属）がドバイゴールデンシャヒーンに出走した際に出走奨励金を支給したほか、海外競走に出走し優勝した馬（令和 5 年度は該当馬なし）に褒賞金を支給する制度を整備した（上記 5（2）の事業として実施）。
- (5) 地方競馬所属馬が海外競走に出走した際、関係者との連絡調整を行ったほか、上記マンダリンヒーローの海外遠征後の輸入検疫に教養センターの国際検疫厩舎を活用した。

## 8. 適切な事業運営の確保

協会の事業を適切に運営するため、財務、人事、補助事業等について以下の取組を行うとともに、内部監査等を通じて、適正かつ効率的な事業運営に努めた。

### (1) 競馬活性化事業の推進

「第四期競馬活性化計画」の初年度として、共通基幹システムの更新や強い馬づくりに向けた主催者の厩舎等の整備への補助などを行ったほか、新しいダート競走体系の整備等に向けた奨励事業の拡充や魅力ある番組編成の推進を図り、競馬活性化計画に基づく主催者の経営基盤の強化に向けた取組

が着実に実施されるよう支援した。

また、令和6年度以降の活性化補助事業を活用した強い馬づくりに向けた施設整備について、主催者の資金需要が協会の対応可能額を上回る可能性が高いことを踏まえ、競馬活性化計画の目標である耐用年数超過施設の割合低減につながる施設整備や強い馬づくりに直接的な効果が期待できる事業を優先して補助するよう、競馬活性化計画事業補助実施要綱の一部改正を行った。

## **(2) 適切かつ効率的な事業運営の実施**

適切な事業運営により、地方共同法人としての組織の役割と責務を確実に果たすとともに、事業の進捗管理及び定期的な見直しを行い、効率的な事業の実施に努めた。

## **(3) 中長期的な財政見通しを踏まえた健全な財政運営**

競馬活性化計画に基づく資金需要等に備えた中長期的な財務見通しを踏まえて、健全な財政運営に努めた。

## **(4) 計画的な職員採用及び適切な教育と研修等を通じた組織力向上への取組**

競馬のプロ集団としての組織基盤を安定的に維持するため、計画的な職員採用により人員を確保するとともに、職務や階層に応じた教育・研修の強化を通じ、組織力向上に必要な人材を育成した。

## **(5) 引退競走馬の福祉対策**

J R Aが事務局を務める「引退競走馬に関する検討委員会」に出席し、引退競走馬の福祉に関する課題や専門的団体の設立などについて協議したほか、引退競走馬の馬術競技大会に副賞として畜産物を提供する等の取組を実施した。

## **(6) 補助事業の外部評価等の実施**

畜産振興補助事業及び競走馬生産振興補助事業を効果的かつ効率的に実施するため、外部有識者で構成する評価委員会において意見を聴取し、客観的かつ的確な事業評価を行うとともに、評価結果を地方競馬情報サイトで公表した。

## **(7) 補助事業や助成事業に対する監査及び協会業務に係る監査の適切な実施**

畜産振興補助事業、競走馬生産振興補助事業、競馬活性化補助事業及び競馬公正化促進事業等助成事業の適正化と効率化を図るため、事業実施主体39団体165事業（中央団体：17団体49事業、地域団体：22団体116事業）に対し、監査を実施した。監査により不適切な事案が見つかった場合には必要な措置を行った（補助金等一部返還3団体3事業、文書注意1団体1事業、

口頭指導6団体9事業)。また、畜産振興補助事業について、外部監査法人による業務監査(協会所管部署の監査及び前年度文書注意を受けた団体のうち1団体の監査)を実施し、補助事業が適正に実施されている旨の監査意見を受けた。

協会業務に係る監査は、各部署における業務の実施状況について、監事監査と連携して内部監査を実施した。事務処理に関する指摘等はあったものの、協会業務は関係法令及び諸規程に基づき、適正かつ効率的に実施されたと認められる旨の報告を受けた。そのほか、事業運営の一層の適正化を図るため、外部監査法人による会計監査を実施し、協会の会計処理状況は適正である旨の報告を受けた。

### **(8) 本部事務所の移転**

労働環境の改善を図り、効率性及び生産性の高い業務遂行を実現するため、令和6年1月に機能的なフロアレイアウトを具備した本部事務所(港区六本木)に移転した。併せて、シンクライアント端末を利用した仮想デスクトップや会議室予約システムを導入する等、業務運営の効率化を推進した。

## **Ⅲ. 各種会議の実施状況**

### **1. 運営委員会の開催**

- ① 第1回運営委員会を令和5年6月26日に開催し、「令和4年度事業報告及び決算」について審議した。(WEB会議)
- ② 第2回運営委員会を令和5年12月22日に開催し、「地方競馬全国協会定款の一部変更」について審議した。(書面表決)
- ③ 第3回運営委員会を令和6年3月12日に開催し、「令和6年度事業計画及び予算」について審議した。(WEB会議)

### **2. 評議員会の開催**

- ① 第1回評議員会を令和5年6月22日に開催し、「令和4年度事業報告及び決算」について審議した。
- ② 第2回評議員会を令和5年10月23日に開催し、昨今の地方競馬の実情を視察いただく趣旨として、船橋競馬場において競馬観戦会を実施した。
- ③ 第3回評議員会を令和5年12月22日に開催し、「地方競馬全国協会定款の一部変更」について審議した。(書面表決)
- ④ 第4回評議員会を令和6年3月7日に開催し、「令和6年度事業計画及び予算」について審議した。

### 3. 地方競馬活性化会議の開催

以下の事項について審議するため、計6回の地方競馬活性化会議を開催した。

- ① 令和4年度の事業報告及び決算
- ② 令和6年度の事業計画及び予算
- ③ 令和5、6年度地方競馬活性化事業
- ④ 令和5、6年度地方競馬単独資金補助事業
- ⑤ 令和5、6年度地方競馬JRAネット投票発売
- ⑥ 令和6年度の共通基幹システムの構築及び運用費用
- ⑦ 第三期地方競馬共同T Z Sの構築
- ⑧ 次期統合型競馬情報システム（IRIS）の構築
- ⑨ 次期地方競馬統合ネットワークシステムの構築
- ⑩ 馬主及び厩舎関係者のインボイス番号の収集
- ⑪ 令和6年度の競走振興等の取組
- ⑫ 競走馬の産地循環推進事業
- ⑬ 引退競走馬に関する専門的団体の設立
- ⑭ 各部会からの検討状況報告 ほか

### 4. 地方競馬公正会議の開催

以下の事項について審議するため、計6回の地方競馬公正会議を開催した。

- ① 支援業務の実施に関する方針
- ② 令和5、6年度総合的な公正確保対策
- ③ 令和4年度総合的な公正確保対策の実施状況
- ④ 競馬の円滑な実施の確保に係る地方競馬実施条例(例)、地方競馬実施規則(例)、処分基準及び処分基準の運用要領の改正
- ⑤ 馬主に対する賞典停止の運用と処分基準の運用要領の改正
- ⑥ 酒気帯び運転等に対する信用失墜行為による処分の強化
- ⑦ 規制薬物における休薬期間の規定化
- ⑧ アナボリックステロイド陽性馬の取扱いの変更
- ⑨ 部会からの検討状況報告 ほか

### 5. その他委員会の開催

- ① 馬主登録の適否を審議するため、馬主登録審査委員会を5回開催した。

- ② 調教師及び騎手の免許試験の可否を判定するため、調教師・騎手免許試験委員会を3回開催した。
- ③ 騎手候補生の入所試験の可否を判定するため、騎手候補生入所試験委員会を1回開催した。
- ④ 畜産振興補助事業の事業実施主体候補者の選定を行うため、畜産振興補助事業審査委員会を3回、競走馬生産振興補助事業審査委員会を1回開催した。
- ⑤ 令和4年度に実施された補助事業の事後評価等を行うため、畜産振興補助事業評価委員会、競走馬生産振興補助事業評価委員会を各4回開催(うち各2回は書面開催)した。

#### IV. 借入金、財政投融资資金及び国庫補助金等による資金の調達状況

該当なし

#### V. 子会社及び関連会社並びに関連一般社団法人等 (令和6年3月31日現在)

##### 1. 子会社及び関連会社並びに関連一般社団法人等の状況

- ① 協会の子会社：1社 (株)日本レーシングサービス (株式所有)
- ② 協会の関連会社：該当なし
- ③ 協会の関連一般社団法人等：2法人  
(一財)地方競馬共済会  
(公財)畜産近代化リース協会 (出捐)

##### 2. 子会社の名称、住所、資本金、事業内容、役員数、代表者の氏名、従業員数、協会の所有する議決権の総数に対する割合及び協会との関係

<株式会社 日本レーシングサービス>

- ① 住 所 東京都品川区東品川2-2-20 天王洲オーシャンスクエア4F
- ② 資本金 1億1千万円(発行済株式総数2,200株)
- ③ 事業内容
  - ア 地方競馬の勝馬投票に関する情報の集計及び伝達業務
  - イ 地方競馬の開催関連業務、場外勝馬投票券発売所の設置、運営及び維持・管理並びに競馬の勝馬投票券発売システムその他競馬開催に係る機械設備の設置及び運用・保守管理業務
  - ウ 地方競馬場外発売に関する企画・コンサルティング及び運営、管理のためのサービス提供等の業務
  - エ 地方競馬及び畜産に関する広報宣伝に係る広告代理業務

- オ 地方競馬及び畜産に関する調査研究、資料の収集並びに情報提供業務
- カ 中央競馬の勝馬投票券発売に関する業務並びに関連する施設の設置運営及び維持管理業務
- キ 損害保険代理業務

- ④ 役員数 6名(うち常勤：2名)
- ⑤ 代表者の氏名 代表取締役社長 留守 悟
- ⑥ 従業員数 47名(協会派遣3名を含む。)
- ⑦ 協会の出資額及び所有する議決権の総数に対する割合 1億円、91%
- ⑧ 協会との関係

地方競馬の円滑な実施を図るため、勝馬投票全般に関するデータの集計及び伝達を適切に行うことは極めて重要である。よって、協会はこれらの事業を行う株式会社日本レーシングサービスに出資するとともに人的支援も行っている。また、同社は主催者からの委託により地方競馬共同T Z S等の総合運用業務を担っている。

### 3. 関連一般社団法人等の名称、住所、基本財産、事業内容、役員数、代表者の氏名、職員数及び協会との関係

<一般財団法人 地方競馬共済会>

- ① 住 所 東京都港区新橋5-23-7
- ② 基本財産 1億8千万円
- ③ 事業内容
  - ア 調教師、騎手及び厩務員並びにその遺族に対する共済事業
  - イ 各種の共済制度に関する調査研究等
- ④ 役員数 11名(うち常勤：2名)
- ⑤ 代表者の氏名 理事長 秋元 稔弥
- ⑥ 職員数 4名(協会派遣1名を含む。)
- ⑦ 協会の出捐額 900万円
- ⑧ 協会との関係

地方競馬の調教師、騎手及び厩務員等に対する福利厚生の実施を図ることは、競馬の公正確保のために極めて重要である。よって、協会はこれらの事業を行う一般財団法人地方競馬共済会に対し出捐し、事業推進に要する経費の一部を助成するとともに人的支援も行っている。

<公益財団法人 畜産近代化リース協会>

- ① 住 所 東京都港区六本木2-1-13
- ② 基本財産 2,500万円
- ③ 事業内容
  - ア 畜産振興上必要な機械、施設等の貸付
  - イ 乗馬施設の貸付、乗馬普及
  - ウ 地方競馬の用に供する機械等の貸付
  - エ 畜産及び馬事振興に関する調査研究又は普及、啓発等
- ④ 役員数 9名(うち常勤：3名)
- ⑤ 代表者の氏名 理事長 飯高 悟
- ⑥ 職員数 8名
- ⑦ 協会の出捐額 2,000万円
- ⑧ 協会との関係

我が国の畜産及び主催者の経営合理化に資するため、畜産及び競馬関連機器等のリース事業は、限られた財源の有効活用を図るために極めて重要である。よって、協会はこれらリース事業を行う公益財団法人畜産近代化リース協会に対し出捐するとともに助成を行っている。

## VI. 協会が対処すべき課題

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが五類感染症に移行され、経済社会活動の正常化が進む中、総売得金額は前年度並みを堅持し、過去最高記録を更新した。一方で、開催日程や発走時刻に関する主催者間の競合や、ダート競走体系の中核をなすダートグレード競走等に地方競馬から中央馬と対等に戦える有力馬を十分に送り込めていない等、地方競馬の魅力の向上に向けた課題は引き続き存在する。

令和6年度は、3歳ダート三冠競走が始まるなど、新しいダート競走体系が本格的に開始され、ダート競馬の改革元年ともいうべき年となる。そうした中で、今後も売上の維持・拡大を図り、畜産振興や地方財政の改善への貢献という地方競馬の役割をしっかりと果たしていくためには、主催者とともに公正確保対策の徹底により不祥事案の根絶を図ることでお客様の信頼を確保し、安心して競馬を楽しんでいただける環境を構築する必要がある。そのうえで、開催日程及び発走時刻の競合回避による発売機会の拡大や、長期的視点に立った厩舎・調教施設の整備や賞典奨励費の適正化等により中央競馬に比肩する強い馬づくりを進めるとともに、新しいダート競走体系の整備や国際化を推進して地方競馬の魅力向上を図る必要がある。

こうした認識のもと、令和6年度においては、引き続き主催者と連携して

「第四期競馬活性化計画」に基づく施策・事業を着実に推進することで地方競馬の経営基盤の強化を実現できるよう全力で取り組んでいく。

- 
- i 地方競馬、JRAの所属に関わらず、優れたダート適性馬の出走機会を確保し、生産に還元すべき優良馬を選定する目的で、日本グレード格付け管理委員会により格付けを承認された競走
  - ii 地方競馬における複数の競走を目的によってグループ化して、単体の競走以上の付加価値を生み出すために整備された「グランダム・ジャパン」などの競走群
  - iii ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成31年4月19日に閣議決定された計画